

平成29年度 国民健康保険 特別会計決算

だれもが安心して
医療を受けられるように

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など他の健康保険に加入している方を除くすべての方が加入することになっています。国民健康保険の主な役割は、加入者のみなさまがお医者さんにかかった場合の医療費を負担することにあります。

このたび9月議会において平成29年度の国民健康保険特別会計（国保会計）の決算が認定されましたので、市民のみなさまにその概要をお知らせします。

平川市の国保の加入状況（平成29年度末）

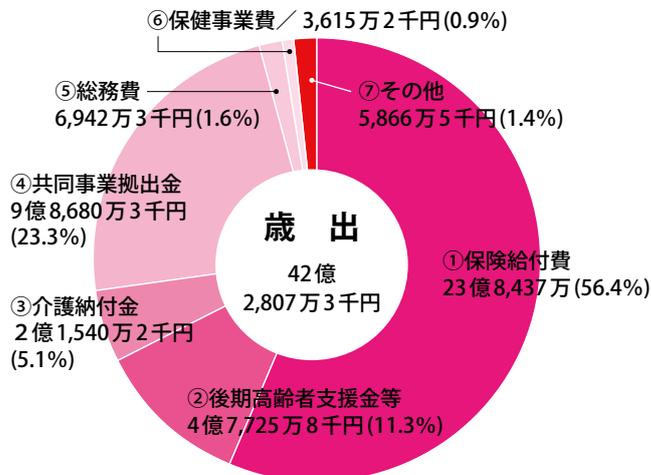
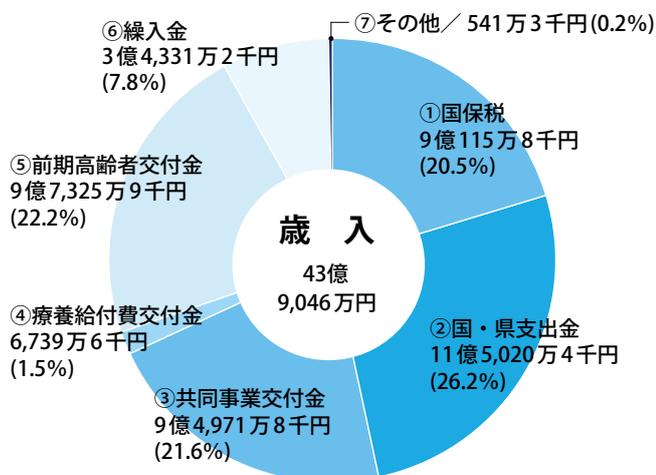
平川市の総人口31,522人（平成30年3月末）に対し、一般被保険者および退職被保険者を合わせた国保の被保険者総数は、8,664人で加入率は27.5%（対前年度比1.1%減）となっています。

決算の状況

平成29年度の国保会計の決算は、歳入が43億9,046万円（対前年度比6.1%減）、歳出が42億2,807万3千円（対前年度比7.3%減）でした。歳入歳出の収支差引き1億6,238万7千円のうち、1億6,200万円を基金に積み立てし、残額を平成30年度へ繰り越しました。

- 歳入の主なものは、国・県支出金で11億5,020万4千円（対前年度比20.5%減）。下のグラフのとおり歳入の3割近くを占めています。
- 国保税については9億115万8千円（対前年度比2.8%減）で歳入の約2割を占めており、医療費の大切な財源となっています。
- 歳出の主なものは、医療費の支払いとなる保険給付費で23億8,437万円（対前年度比9.3%減）で歳出の6割近くを占めています。
- 後期高齢者医療制度にかかる医療費の支援金である後期高齢者支援金などについては、4億7,725万8千円（対前年度比4.3%減）、高額な医療費支払いのための共同事業拠出金については、9億8,680万3千円（対前年度比9.2%減）となっています。これら2つと保険給付費で歳出の約9割を占めています。

平成29年度 国民健康保険特別会計決算状況



①国保税	国保加入者が納付した税金
②国・県支出金	国・県からの負担金・補助金
③共同事業交付金	高額な医療費支払に対する交付金
④療養給付費交付金	退職被保険者等医療費に対する交付金
⑤前期高齢者交付金	各保険者間の医療費の不均衡を調整するための交付金
⑥繰入金	一般会計からの繰入金
⑦その他	手数料などの諸収入

①保険給付費	保険で給付した医療費、出産・葬祭費など
②後期高齢者支援金等	後期高齢者医療制度にかかる医療費の支援金
③介護納付金	介護給付費支払のための納付金
④共同事業拠出金	高額な医療費支払のための拠出金
⑤総務費	国保事業運営の人員費、事務費など
⑥保健事業費	被保険者の健康増進のための事業費など
⑦その他	還付金など

医療費と国保税

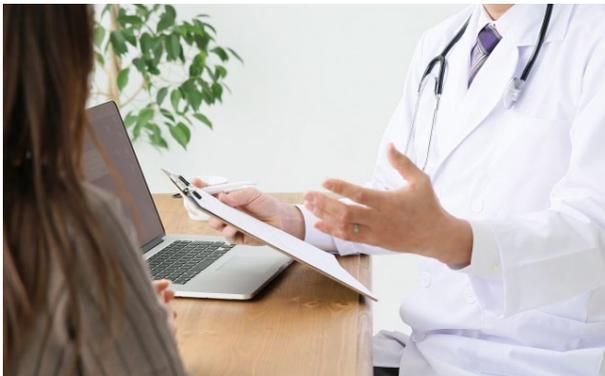
歳出の6割近くを占める保険給付費（医療費など）について、年間1人当たりの医療費（入院+入院外+歯科+調剤）は、全体（一般+退職）で1人当たり31万4,726円（対前年度比1万1,374円の減）となっています。1件当たりの診療費（調剤を除く）は、全体で2万4,264円（対前年度比1,379円の減）となっています。

また、年間1人当たりの国保税額は10万3,417円（対前年度比1,922円の増）で、現年度分の収納率は、93.2%（対前年度比1.1%増）となっています。

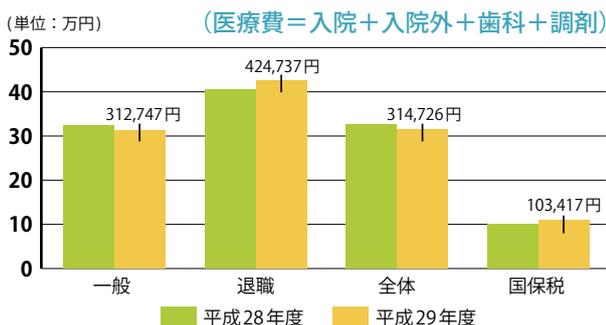
決算状況の円グラフをみてわかるとおり、歳入では自主財源である国保税の占める割合が約2割であるのに対し、依存財源である国・県支出金や交付金、一般会計からの繰入金などが約8割を占めています。

医療費の適正化に向けて

- 増え続ける医療費の適正化を図り、健全な国民健康保険財政を運営していくためには、一人ひとりが健康管理に努め、健康の維持増進を心がけていくことが必要です。
- 市では医療費の節減のため、低価格で、安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推進しています。医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。
- 同じ病気でお医者さんの掛け持ちや、受診日数が多い方を対象に、当市保健師が健康に関する助言のため、訪問・指導を実施しますので、ご協力をお願いします。



年間1人当たりの医療費と国保税



Medical Check up! 特定健診を 必ず受診しましょう

国民健康保険加入者の40歳から74歳までの方を対象に、特定健診を無料で実施しています。対象となる方には特定健診受診券（緑色の用紙）を送付していますので、ご確認ください。

■特定健診とは

メタボリックシンドロームやその予備群の方を早期に発見し、特定保健指導による改善を行うための健診です。

■特定保健指導とは

特定健診の結果で、血圧・脂質・血糖のいずれか1つ以上と腹囲が基準以上になった場合、保健師による保健指導が行われます。特定保健指導では、対象者の日常生活の状態を聞きながら運動や食生活を中心とした改善をアドバイスします。

■特定健診を受けると

- ① 健診結果に合わせた保健指導が受けられる
- ② 保健指導で生活習慣改善ポイントがわかる
- ③ 毎年の受診で、継続した健康管理ができる
- ④ 病気を予防することで医療費を抑制できる

■年に1度は特定健診を

メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、気づかいうちに進行します。年に1度の特定健診で、健康状態のチェックをしてください。

[問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111 (内線1141・1145・1146)

1件当たりの診療費

